

臓器移植法第 11 条違反事件について

※報道内容を取りまとめたもの

【事件の概要】

- 慢性腎不全を患った都内の医師 A が、暴力団組員 B から紹介された元暴力団組員 C と虚偽の養子縁組をして親族間の生体腎移植を装い 1000 万円を支払って腎臓の提供を受けようとしたとして、臓器移植法違反と電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪の疑いで医師 A、その妻、暴力団組員 B、元暴力団組員 C など 5 名が逮捕（平成 23 年 6 月 23 日）。
- 医師 A は、平成 22 年 5 月、養子縁組を行って、都内の病院で移植手術を受ける予定だったが、その後暴力団組員 B がさらに現金を要求したことから、移植は行われなかった。
- また、医師 A は平成 22 年 6 月、暴力団組長 D から紹介された 21 歳の男性 E と虚偽の養子縁組をして親族間の生体腎移植を装い、800 万円を支払って同年 7 月腎臓の移植を受けたとの疑いで、医師 A とその妻が再逮捕（平成 23 年 7 月 14 日）されるとともに、暴力団組長 D、21 歳の男性 E ら 4 人が新たに逮捕（平成 23 年 7 月 13 日）。その後、さらに、暴力団組長 D らと共謀して上記腎移植術の見返りとして 800 万円を受け取った疑いで新たに男性 1 名を逮捕（平成 23 年 7 月 25 日）。
- なお、その後、健康上の理由から逮捕後に釈放され事情聴取を受けている暴力団組長 D を除き、全員起訴されている。

【移植手術について】

- 移植手術は、医師 A（レシピエント）と 21 歳の男性 E（ドナー）が養子縁組を行った上で行われている。
- 移植実施施設においては、養子縁組から 1 か月も経っていないことから、倫理委員会を通常の 1 度ではなく、2 度開催。
- 医師 A は、弁護士にドナーとの関係などについて報告書の作成を依頼。また、2 人の関係については、嘘の養子縁組だと見抜かれないよう、口裏をあわせていた。倫理委員会がこうした報告書や医師 A と 21 歳の男性 E からの聞き取りをもとに移植手術の可否について審査を行った結果、移植が承認されたとしている。

関係条文

○臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）

（臓器売買等の禁止）

- 第十一条 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- 2 何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- 3 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあることをすること若しくはあつせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
- 4 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあることを受けること若しくはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。
- 5 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。
- 6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあることをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれない。

（罰則）

- 第二十条 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

○刑法（明治40年法律第45号）

（共同正犯）

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

（公正証書原本不実記載等）

第一百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 （略）

（偽造公文書行使等）

第一百五十八条 第一百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同じの刑に処する。

2 （略）

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（抄）

第13 生体からの臓器移植の取扱いに関する事項

- 1 生体からの臓器移植は、健全な提供者に侵襲を及ぼすことから、やむを得ない場に例外として実施されるものであること。生体から臓器移植を行う場合においては、法第2条第2項及び第3項、第4条、第11条等の規定を遵守するため、以下のとおり取り扱うこと。
- 2 臓器の提供の申し出については、任意になされ他からの強制でないことを、家族及び移植医療に関与する者以外の者であって、提供者の自由意思を適切に確認できる者により確認しなければならないこと。
- 3 提供者に対しては、摘出術の内容について文書により説明するほか、臓器の提供に伴う危険性及び移植術を受ける者の手術において推定される成功の可能性について説明を行い、書面で提供の同意を得なければならないこと。
- 4 移植術を受けて摘出された肝臓が他の患者の移植術に用いられるいわゆるドミノ移植において、最初の移植術を受ける患者については、移植術を受ける者としてのほか、提供者としての説明及び同意の取得を行わなければならないこと。
- 5 移植術を受ける者に対して移植術の内容、効果及び危険性について説明し書面で同意を得る際には、併せて提供者における臓器の提供に伴う危険性についても、説明しなければならないこと。
- 6 臓器の提供者が移植術を受ける者の親族である場合は、親族関係及び当該親族本人であることを、公的証明書により確認することを原則とし、親族であることを公的証明書により確認することができないときは、当該施設内の倫理委員会等の委員会で関係資料に基づき確認を実施すること。
細則：本人確認のほか、親族関係について、戸籍の謄本若しくは抄本、住民票又は世帯単位の保険証により確認すること。別世帯であるが戸籍等による確認が困難なときは、少なくとも本籍地が同一であることを公的証明書で確認すべきであること。
- 7 親族以外の第三者から臓器が提供される場合は、当該施設内の倫理委員会等の委員会において、有償性の回避及び任意性の確保に配慮し、症例ごとに個別に承認を受けるものとする。こと。
細則：倫理委員会等の委員会の構成員にドナー・レシピエントの関係者や移植医療の関係者を含むときは、これらの者は評決に加わらず、また、外部委員を加えるべきであること。
生体腎移植においては、提供者の両腎のうち状態の良いものを提供者に止めることが原則とされていること。したがって、親族以外の第三者から腎臓が提供される場合において、その腎臓が医学的に摘出の必要のない疾患を有するときにも、本項が適用されること。

8 (略)